

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 18 年 8 月 25 日

株 主 各 位

東京都西東京市西原町一丁目2番2号
ルネサンスフォルム田無1階
株 式 会 社 アーネストワン
代表取締役社長 西 河 洋 一

平成 18 年 8 月 24 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成 18 年 10 月 1 日(日曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成 18 年 9 月 30 日(土曜日)最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数とする。
 - 分割の方法 平成 18 年 9 月 30 日(土曜日)[但し、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 18 年 9 月 29 日(金曜日)]を基準日として、株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 発行可能株式総数の増加
会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 10 月 1 日(日曜日)付をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 120,000,000 株増加して 240,000,000 株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

お知らせならびにご注意

- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。但し、1 単位(100 株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
- 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成 18 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになり、平成 18 年 10 月 2 日からご売却等が可能です。
- 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成 18 年 11 月 20 日にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
証券保管振替制度をご利用でない場合、株式の分割後の株券がお手元に到着するまでの間は、当該株式のご売却等はできませんのでご注意ください。なお、証券保管振替制度ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 (232) 711 (通話料無料)
同 取 次 所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店